

第 6601 号		1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2021年)令和3年 1月 15日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 短期払でないガン保険

Q : 短期払のガン保険は、年間30万円までの保険料なら損金に算入できるということですが、解約返戻金がない短期払でないガン保険は、この30万円に含めなくていいのですか？

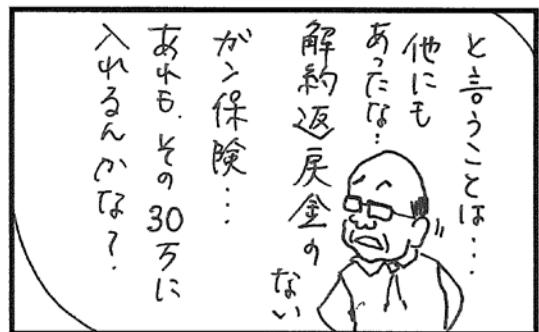
A : 含めなくていいです。

【解説】

令和元年6月の通達改正により、①令和元年7月8日以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険(定期保険等)(解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険を除く)及び②令和元年10月8日以後の契約に係る解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険の保険料については、相当多額の前払部分の保険料が含まれているものについては、期間の経過により損金に算入することができるとされました。

また、解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険(保険料の払込期間が保険期間より短いものに限る)については、その事業年度に支払った保険料の額が30万円以下であれば、その支払った事業年度の損金に算入することが認められることとなりました。

このことから、短期払の定期保険等に該当する保険は、保険料の払込期間が保険期間より短いものに限られますので、これに該当しなければ、年間30万円の保険料に含める必要はありません。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】